

仕 様 書

第1条 適用

この仕様書は、鳴門市企業局水道事業課発注の「平草配水池外3箇所槽内清掃業務」に適用する。

第2条 業務概要

本業務委託は、鳴門市浄水場の管理施設である平草配水池、鳴門複合産業団地配水池・ポンプ室受水槽及び四方見橋減圧水槽の槽内清掃を実施するものである。

- | | | |
|---------|--------------------|-------------|
| 1) 履行場所 | 鳴門市大麻町板東外 | |
| 2) 履行期間 | 契約締結日の翌日 | ～ 令和6年2月29日 |
| 3) 委託内容 | 平草配水池槽内清掃 | 1式 |
| | 鳴門複合産業団地配水池槽内清掃 | 1式 |
| | 鳴門複合産業団地ポンプ室受水槽内清掃 | 1式 |
| | 四方見橋減圧水槽内清掃 | 1式 |

第3条 配水池等の仕様

- 1) 平草配水池
 - ① 構造 ステンレス製 円筒形 地上式
 - ② 容量 $V = 1000.0 \text{ m}^3 \times 2$ 基
 - ③ 内径 $L = 13.5 \text{ m}$
 - ④ 有効水深 $L = 7.0 \text{ m}$
- 2) 鳴門複合産業団地配水池
 - ① 構造 RC造 地上式
 - ② 容量 $V = 300 \text{ m}^3$
 - ③ 有効水深 $L = 4.0 \text{ m}$
- 3) 鳴門複合産業団地ポンプ室受水槽
 - ① 構造 RC造 地上式
 - ② 容量 $V = 21 \text{ m}^3$
- 4) 四方見橋減圧水槽（清掃対象は下段槽のみ）
 - ① 構造 RC造 半地上式
 - ② 容量 $V = 50 \text{ m}^3$
 - ③ 有効水深 $L = 2.0 \text{ m}$

第4条 清掃の方法

- 1) 配水池の槽内の付着物及び堆積物を不断水工法にて清掃することとする。
- 2) 清掃の前に清掃機材等を消毒してから清掃作業を行うこととする。消毒剤は、残留塩素濃度が10ppm以上の次亜塩素酸ナトリウム水溶液にて清掃機材等を消毒してから、清掃作業に着手することとする。
- 3) 当該業務の履行に際し、実際に作業を行う潜水士の他に陸上での気送管操作員、潜水連絡員、堆積物等の収集及び運搬を行う普通作業員及び業務全体を統括する作業責任者の配置を行うこととする。
- 4) 清掃作業前に配水池内の堆積及び付着状況を目視点検ならびに水中写真機にて撮影することとする。
- 5) 清掃には、清掃用設備としてバキュームポンプにて、潜水士による作業とし、壁面の付着物及び底部に沈殿した堆積物を吸い取り清掃することとする。

- 6) 配水池内の監督員の指示する箇所についても清掃を行うこととする。
- 7) 排水の処理（吸引した堆積物及び付着物）は、フィルターでろ過することとする。
- 8) 排水については、処理を行った後、監督員の指定する場所へ排水することとする。
- 9) 取り除いた固形物（付着物及び堆積物）は収集し、適切に運搬・処分することとする。
- 10) 内部を目視点検及び写真撮影し、クラック等の不具合箇所については特に集中して撮影することとする。
- 11) 本業務は、浄水場管理施設内での作業となることから、業務に従事する者は、水道法第21条の規定に基づく健康診断を行い、診断結果を監督員に提出することとする。
- 12) 作業時においては、一般車両及び地元住民等の安全を十分に確保することとする。

第5条 関係法規等の遵守および注意事項

- 1) 受注者は、本業務委託の実施にあたり、契約書、本仕様書及び労働安全衛生法等関係法令を遵守するとともに労働災害および公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めることとする。
- 2) 受注者は、事前に作業内容や作業手順について、事前に監督員と協議を行うこととする。
- 3) 受注者は、事前に作業日について監督員と協議を行い日程調整することとする。現地作業時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。現地での実際の作業については、極力短時間で済ませるように工夫することとする。
- 4) 業務の履行中に異常を察知した場合は、直ちに作業を中断し監督員の指示に従うこととする。監督員立ち会いのもとでの確認後、業務履行を再開することとする。
- 5) 受注者は、本作業を行う場合、業務委託範囲内における火気取締り、作業員の負傷等の各種事故防止について、万全の安全対策等の措置を講ずること。誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、監督員に速やかに報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。
- 6) 受注者は、業務を実施する上で必要な資材、工具、消耗品等は、全て受注者にて準備しなければならない。
- 7) 受注者は、作業毎に業務履行状況写真を撮影、整理し、監督員の確認を受けること。写真はカラーとし、作業の着手前、作業中、付着物及び堆積物の除去状況、付着物及び堆積物の収集状況、完成の状態について撮影するものとする。
- 8) 受注者は、業務完了後、監督員立会のもと完了確認を行うこととする。

第6条 提出書類

- | | |
|---------------------|----|
| 1) 健康診断（検便）結果 | 1部 |
| 2) 写真台帳 | 1部 |
| 3) 業務履行報告書 | 1部 |
| 4) 請求書 | 1部 |
| 5) その他、監督員が必要と定める書類 | 1式 |

第7条 その他

- 1) 受注者は、監督員の指示に従い、相互に協調し業務を円滑に遂行するものとする。
- 2) その他、疑義が生じた場合は、発注者、受注者両者協議により対処するものとする。ただし、軽微なものについては、契約金額の範囲内で実施することとする。
- 3) 本仕様書は作業の概要を示したものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、受注者が現場等の状況に応じて美観上、または施設管理上必要と認めた作業については、受注者は契約金額の範囲内で実施することとする。